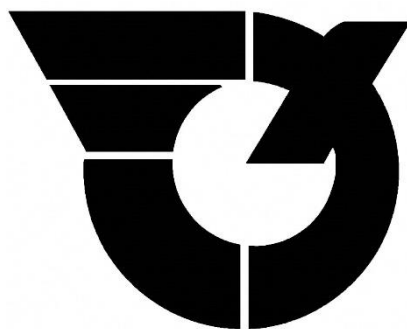


# 志免町教育大綱



令和3年3月

志 免 町

## 目 次

第1章	はじめに .....	1
	(1) 教育大綱策定の趣旨 .....	1
	(2) 大綱の位置づけと実施期間 .....	1
第2章	志免町の教育 .....	2
	(1) 教育の目標 .....	2
	(2) 実現のための教育基本施策 .....	3
	施策1 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進 .....	3
	施策2 豊かな心を育てる教育の推進 .....	3
	施策3 学校・家庭・地域の連携、協働の推進 .....	3
	施策4 社会にはばたく力を育成する教育の推進 .....	4
	施策5 安全で快適な教育環境の整備推進 .....	4
	施策6 地域活動の支援 .....	4
	施策7 スポーツ・文化活動の推進 .....	5
	施策8 ふるさと意識の向上 .....	5
	施策9 人権教育・人権啓発の推進 .....	5

# 第1章 はじめに

## (1) 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、教育委員会制度が改正され、同法第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の「第3期教育振興基本計画」）を参酌して、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

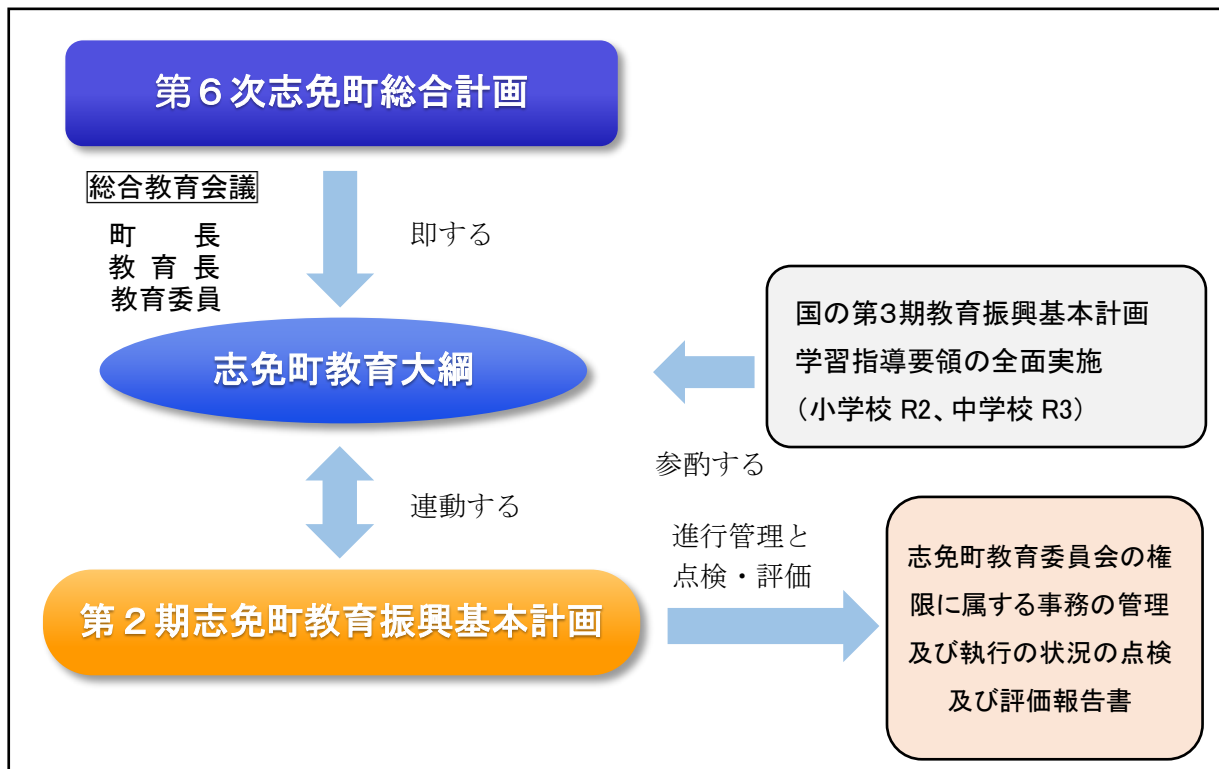
このことから、教育行政に関する町民の意向を一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議した上で、この教育大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

## (2) 大綱の位置づけと実施期間

大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

第6次志免町総合計画の将来像「みんなで未来をつくるまち～手と手を取り合い住みつづけたい しめ～」の実現に向けて教育分野の基本方針と目標を示すもので、志免町教育委員会が策定する「第2期志免町教育振興基本計画」と連動するものです。

### ■ 大綱の位置づけ



本大綱の実施期間は、令和3年度から令和7年度（5年間）としますが、今後の社会情勢の変化等に対応して見直しを行うものとします。

■ 実施期間

名 称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
志 免 町 総 合 計 画	第5次 (H23~R2) 【後期基本計画】					第6次 (R3~R12) 【前期基本計画】				
志 免 町 教 育 大 綱	志免町教育大綱					志免町教育大綱				
志免町教育振興基本計画	第1期					第2期				

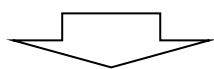
## 第2章 志免町の教育

### (1) 教育の目標

第6次志免町総合計画の将来像である「みんなで未来をつくるまち～手と手を取り合い住みつづけたい しめ～」における6つの基本目標のうち、次の基本目標を大綱における教育の基本目標とします。

《教育の基本目標》

“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち【ひとづくりと地域づくり】  
子どもの笑顔があふれるまち【子ども】



《目 標》

夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり

学習指導要領には、「よりよい教育を通じてよりよい社会を創る」ことが理念として示されています。「教育」は人づくりであり、未来のまちづくりの礎です。志免町がこれまで進めてきた教育行政を踏まえ、情報化やグローバル化、少子高齢化など激しく社会が変化する時代を生き抜くために、子どもたち一人一人が夢や志をもち、地域の人々の協力のもとで困難を乗り越え、未来の作り手となるように人づくりを進めます。そして、生涯を通して人々の笑顔があふれるまちづくりを目指します。

## (2) 実現のための教育基本施策

教育の目標を踏まえ、以下の9つの施策を設定します。

### 施策1 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

子どもたちには、社会の変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を豊かなものにする「生きる力」が求められており、さらに、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出す力が必要とされます。

これまでの施策で取り組まれた「確かな学力の育成」の成果を踏まえつつ、今後、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「授業づくり」や子ども同士の望ましい人間関係づくりをベースとした「集団づくり」、学習規律や家庭生活を含めた「習慣づくり」を推進します。さらに、体力の向上、健康教育の充実を図ります。

### 施策2 豊かな心を育てる教育の推進

確かな学力に加え、子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他人を思いやる心の育成を図ります。また、いじめや不登校など生徒指導上の諸問題について、学校と関係機関・団体、家庭、地域が連携して未然に防止し、早期発見・早期対応に取り組むものとしします。

さらに、社会体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の充実や、読書活動の推進を図ります。

### 施策3 学校・家庭・地域の連携、協働の推進

近年、家族形態の変容、地域における人間関係の希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきた基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、社会性の習得などの教育機能の低下がみられます。一方で、学校をめぐる問題が複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題も増えています。

このため、地域のコミュニティを核として学校と家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組める体制の整備を図ります。

また、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力を育むことができるように社会教育活動の推進体制の整備を図ります。

## 施策4 社会にはばたく力を育成する教育の推進

変化が激しく将来が展望しにくい社会状況において、子どもが希望を持って自立的に自分の未来を切り拓いていくために、仕事を通して生きることを考えさせ、社会で自立していく力を身に付けるためのキャリア教育・職業体験を推進します。また、グローバル化に対応できるように英語教育の充実を図ります。さらに、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもについて、一人一人の障がいの状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の充実を図ります。

## 施策5 安全で快適な教育環境の整備推進

登下校中の子どもの安全の確保を図るとともに、老朽化した学校施設の整備・充実を図ります。

また、現在ICTがあらゆる分野で活用されており、ICTを主体的に使いこなす能力や、ICTを活用して他者と協働し、人間の感性や創造性を発揮しつつ、新しい価値観を創造できる力の育成が求められています。

このために、国の「GIGAスクール構想」に基づき、ICTを活用できる教育環境の整備を進めます。

さらに、教員が自らの授業を磨くとともに、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるように、教職員の働き方改革の推進を進め、勤務時間管理の適正化を図ります。

## 施策6 地域活動の支援

社会教育は主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とされており、住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高めるような環境の醸成に努めるものとされています。

このため、本町の住民が身近な場所で社会的活動へ積極的に参加できるように、住民への情報提供や環境づくりに努めます。

## 施策7 スポーツ・文化活動の推進

スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等のために行われる身体活動であり、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。このため、子どもから高齢者まで年齢に応じ、障がいのあるなしにかかわらずスポーツができる環境づくりを推進します。

また、町民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の実現が求められています。そのため、町民のニーズに応じた学習や活動ができるように、生涯学習活動・文化活動の場づくり、機会づくりに努めます。

## 施策8 ふるさと意識の向上

本町には、旧志免鉱業所竪坑櫓があり、世界有数である近代の石炭採掘施設として、国の重要文化財に指定されています。また、国指定史跡の七夕池古墳などの遺跡も数多く保存されています。

これらの文化財の適切な保存と活用を進めるために、調査及び教育普及を推進します。そのほか、地域への愛着や誇りを育てるために、本町の歴史や伝統文化の継承を進め、ふるさと意識の向上を図ります。

## 施策9 人権教育・人権啓発の推進

本町では、人権尊重社会の確立に向け、人権教育・人権啓発に関する施策を進めています。

差別には、性や障がいのある人などに対するものだけでなく、同和問題や外国人、犯罪被害者等様々な課題があり、学校、地域、家庭、職域などの社会生活の様々な局面において存在しています。

人権尊重の意識や行動が定着するように、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。